



庁舎内の不用紙運搬作業

今後は、未実施であるプラスチック製容器包装と紙製容器包装について、分別収集実施に向け、収集運搬・処理方法等を調査・検討していきたいと思っている。

3点目について、6月5日の「環境の日」にちなんで、不法投棄防止対策として、山梨県・静岡県・神奈川県・富土箱根伊豆地域の不法投棄防止一斉パトロールや観光美化推進会議を6月

15日に開催し、町民・事業者・行政が環境についての共通認識を図ったものである。

また、6月の「環境月間」については、「広報はこね」を活用し、環境保全意識の高揚を図っている。なお、年間を通して実施しているものとして、「広報はこね」によるリサイクル情報の提供、行事の開催におけるリサイクルコーナーの設置、観光美化パトロール隊による美化活動、地域美化清掃、ごみの回収、不法投棄の回収などを行っている。

次に、役場庁舎内における環境対策であるが、まず、節電については、執務室内は原則、朝8時15分の点灯、昼休みの時間帯は、窓口を除く部署は消灯し、閉庁後は時間外勤務者がいる課を除き消灯するなど、不必要な電力消費の抑制に努めている。

また、庁舎内のエレベータの利用について、職員は原則禁止とし、節電に努めている。省エネについては、庁舎内の冷房の設定温度を28度、暖房の設定温度を20度に定め、特に冷房は、夜間電力を利用

して冷却用の水を製造するなど、エネルギー消費の節約に努めている。

最後に、執務室から排出されるごみについては、分別収集に努めるとともに、不用紙についても再利用できるものとのできないものとに区別し、リデュース(減少)、リユース(再利用)、リサイクル(循環)という3Rの考えに基づき取り組みを行うなど、限りある資源の有効的な活用を努めている。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。

環境

箱根町の環境対策について

Q

次の3点について伺う。  
1 4月1日から環境センターにごみを持ち込む際の料金が変わったが、その後の状況について

2

家庭ごみでかなりの量を占めている容器包装ごみに対する町の取組みと今後の計画について

3

環境の日を中心とする環境月間における町の取組みと環境対策についての

A

1点目について、前年度と本年度の4月から5月までの2か月間

を比較したところ、前年度より約60トン、率にして16%減少したものであり、手数料については、単価の値上げ及び対象範囲を拡大したことから、233万円の増収であった。

2点目について、町においては、スチール缶・アルミ缶・ガラスビン・段ボール等紙製の容器包装の一部については、法施行前の平成5年から分別収集に取り組んでおり、法施行後の平成11年からペットボトルについても分別収集を実施し、適正に資源化を図っているところである。

今後は、未実施であるプラスチック製容器包装と紙製容器包装について、分別収集実施に向け、収集運搬・処理方法等を調査・検討していきたいと思っている。

3点目について、6月5日の「環境の日」にちなんで、不法投棄防止対策として、山梨県・静岡県・神奈川県・富土箱根伊豆地域の不法投棄防止一斉パトロールや観光美化推進会議を6月

15日に開催し、町民・事業者・行政が環境についての共通認識を図ったものである。

また、6月の「環境月間」については、「広報はこね」を活用し、環境保全意識の高揚を図っている。なお、年間を通して実施しているものとして、「広報はこね」によるリサイクル情報の提供、行事の開催におけるリサイクルコーナーの設置、観光美化パトロール隊による美化活動、地域美化清掃、ごみの回収、不法投棄の回収などを行っている。

次に、役場庁舎内における環境対策であるが、まず、節電については、執務室内は原則、朝8時15分の点灯、昼休みの時間帯は、窓口を除く部署は消灯し、閉庁後は時間外勤務者がいる課を除き消灯するなど、不必要な電力消費の抑制に努めている。

また、庁舎内のエレベータの利用について、職員は原則禁止とし、節電に努めている。省エネについては、庁舎内の冷房の設定温度を28度、暖房の設定温度を20度に定め、特に冷房は、夜間電力を利用

して冷却用の水を製造するなど、エネルギー消費の節約に努めている。

最後に、執務室から排出されるごみについては、分別収集に努めるとともに、不用紙についても再利用できるものとのできないものとに区別し、リデュース(減少)、リユース(再利用)、リサイクル(循環)という3Rの考えに基づき取り組みを行うなど、限りある資源の有効的な活用を努めている。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。

財務

箱根町の債務負担行為について

Q

債務負担行為の対象となる基準、また、最近の予算額推移と将来の財政負担について伺う。

A

一般会計において、現在設定されている限度額は、平成19年度から27年度までの合計で、5億6,764万5千円である。なお、平成19年度だけみると、限度額の設定は、予算合計で8,604万2千円であり、過年度の設定額は、平成18年度で1億3,197万円、平成17年度で1億1,024万円

として冷却用の水を製造するなど、エネルギー消費の節約に努めている。

最後に、執務室から排出されるごみについては、分別収集に努めるとともに、不用紙についても再利用できるものとのできないものとに区別し、リデュース(減少)、リユース(再利用)、リサイクル(循環)という3Rの考えに基づき取り組みを行うなど、限りある資源の有効的な活用を努めている。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。

債務負担行為は、予算の会計年度独立の原則に対する例外的な措置であり、債務負担行為の設定にあたっては、財政運営に十分配慮しなければならぬものであるが、町としては現在の状況では問題となるものはないと思っておりますが、今後も十分留意していきたくと考えています。